

平成 29 年度環境調査結果について（概要版）

1 大気質

大気汚染防止法第 22 条に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染状況の常時監視、ベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリング及び PM2.5 成分分析調査を実施しています。平成 29 年度における調査結果の概要は、次のとおりです。

(1) 大気汚染常時監視結果

市内の一般大気測定局 4 局（北部局（加納町）、東部局（宝来町）、中部局（三軒町）及び南部局（竹元町））で実施

項目	測定局数	環境基準の達成状況
二酸化硫黄	2 局	市内測定局全て環境基準を達成しました。経年的には横ばいで推移しています。
二酸化窒素	4 局	
一酸化炭素	1 局	
浮遊粒子状物質	4 局	
光化学オキシダント	4 局	平成 28 年度と同様、市内測定局 4 局全て環境基準を達成できませんでした。経年的には横ばいで推移しています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	4 局	市内測定局全て環境基準を達成しました。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング結果

市内 3 地点（中部局（三軒町）22 項目、豊田地域文化広場（西田町）3 項目及び豊田市役所東庁舎（西町）6 項目）で実施

分類	項目	環境基準等の達成状況
環境基準設定項目	ベンゼン、トリクロロエチレン等 4 項目	測定した全ての地点で環境基準を達成しました。
指針値設定項目	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等 9 項目	測定した全ての地点で指針値を下回りました。

環境基準等非設定項目はトルエン、ホルムアルデヒド等 9 項目を実施

(3) PM2.5 成分分析調査

主な成分は、硫酸イオン、有機炭素、アンモニウムイオン及び元素状炭素でした。

2 水質

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域及び地下水の水質について調査を実施しています。平成 29 年度の水質調査結果の概要は、次のとおりです。

(1) 公共用水域の水質調査結果

ア 健康項目（カドミウム、全シアン、鉛等 26 項目）

(ア) 調査地点（43 河川 57 地点）

・愛知県測定計画調査地点：6 河川 7 地点

環境基準点：介木川及び木瀬川の 2 地点。環境基準補助点：介木川、犬伏川、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 5 地点

- ・市独自調査地点：41 河川 50 地点
環境基準の類型指定されている河川の地点は、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の 5 河川 11 地点

(イ) 調査結果

全ての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目（生物化学的酸素要求量（BOD）等 12 項目）

(ア) 調査地点（43 河川 57 地点）

- ・愛知県測定計画調査地点：6 河川 7 地点
- ・市独自調査地点：41 河川 50 地点

(イ) 有機汚濁の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況及び適合状況

- ・環境基準点では、環境基準を達成しました。
- ・環境基準補助点など類型指定されている河川では、全ての地点で環境基準に適合しました。

(ウ) 水生生物の保全に係る環境基準達成状況及び適合状況

- ・環境基準点では、環境基準を達成しました。
- ・環境基準補助点など類型指定されている河川では、全亜鉛のみ、逢妻女川及び逢妻男川において、5 地点で環境基準に適合しませんでした。

(2) 地下水の水質調査結果

ア 概況調査

市内の全体的な地下水質の概況を把握するため 15 地点で調査した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

イ 定期モニタリング調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で判明した地下水の汚染地域を継続的に監視するため、45 地点で調査した結果、13 地点で環境基準を超過した項目がありました。引き続き汚染の動向と浄化対策の改善効果の確認を実施していきます。

3 騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法の規定に基づき市内の自動車騒音・振動及び環境騒音を把握するための調査を実施しています。平成 29 年度の調査結果の概要は、次のとおりです。

(1) 自動車騒音

東名高速道路、県道名古屋豊田線、県道豊田安城線、市道高橋細谷線及び市道平戸橋水源線の 5 路線で調査しました。

ア 環境基準（道路に面する地域）

9 区間で面的評価を行った結果、全戸数 3,488 戸のうち、3,376 戸で環境基準を達成しました(環境基準達成率 96.8%)。

イ 要請限度

5 地点で調査した結果、全て要請限度を下回りました。

(2) 道路交通振動

県道名古屋豊田線、県道豊田安城線及び市道平戸橋水源線の 3 地点で調査

した結果、全て要請限度を下回りました。

(3) 環境騒音（一般地域）

市内各所 15 地点で調査した結果、昼間・夜間ともに全ての地点で環境基準に適合しました。

4 ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類について調査を実施しています。

また、同法に基づき、基準が適用される事業者は、毎年排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の自主測定を行い、その結果を市に報告することが義務付けられています。市は、当該事業者に対する行政検査についても実施しています。平成 29 年度におけるこれらの結果は、次のとおりです。

(1) 環境調査について

環境中のダイオキシン類について大気 2 地点、河川（水質・底質） 3 地点、地下水質 3 地点及び土壌 3 地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

(2) 事業者測定結果について

排出ガスの測定結果の報告義務がある 35 施設全てから測定結果の報告があり、報告された全ての施設で排出基準に適合していました。

また、ばいじん及び燃え殻の測定結果の報告義務がある 12 施設から測定結果の報告があり、全ての施設で処理基準に適合していました。

排出水の測定については、排出水のある施設がないため、測定結果の報告はありませんでした。

(3) 行政検査結果について

アルミニウム合金製造施設（溶解炉） 1 施設と廃棄物焼却炉 2 施設について排出ガス中のダイオキシン類の行政検査を行いました。その結果、全ての施設で排出基準に適合していることを確認しました。

5 環境基準等の用語について

・環境基準（1 大気質、2 水質、3 騒音・振動及び 4 ダイオキシン類）

環境基本法で定められているもので、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。なお、環境基準の達成状況は、調査結果の環境基準の適合状況等から国の示した評価方法（処理基準）を基に判断しています。

・指針値（1 大気質）

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つです。

・要請限度（3 騒音・振動）

道路周辺的生活環境が著しく損われると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して措置をとるよう要請する際の基準

・処理基準（4 ダイオキシン類）

ばいじん、燃え殻の埋立処分を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない、とされています。